

石油配給公團法案外四件委員會會議錄(速記)第一回

付託議案
石油配給公團法案(政府提出)(第六一號)
配炭公團法案(政府提出)(第六二號)
産業復興公團法案(政府提出)(第六三號)
貿易公團法案(政府提出)(第六四號)
價格調整公團法案(政府提出)(第六五號)

本委員は昭和二十二年三月二十日(木曜日)議長の指名で次の通り選定された。

- 加藤 一雄君 木村 公平君
松永 佛骨君 藥師 岩太郎君
山村新治郎君 横田 清藏君
岡部 得三君 鈴木周次郎君
舟崎 由之君 岡田 春夫君
金子益太郎君 松尾 トシ君
松本 七郎君 東 隆君
香川 兼吉君 増井慶太郎君
三月二十二日委員松永佛骨君及び岡田春夫君辭任につき、その補闕として内海安吉君及び稻村順三君を議長において選定した。

第六類第十八號 石油配給公團法案外四件委員會會議錄 第一回 昭和二十二年三月二十二日

金子益太郎君 松尾 トシ君
松本 七郎君 東 隆君
香川 兼吉君
(年長者内海安吉君投票管理考となる)
○内海投票管理考 先例によりまして、私が年長のゆえをもつて投票管理考となり、これより委員長の互選を行います。

○木村(公)委員 委員長の選舉の方法は投票を用いず、岡部得三君を委員長に御推薦いたしたく存じます。お諮りを願います。
○内海投票管理考 木村君の御意見に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○内海投票管理考 御異議がないと認めます。よつて岡部得三君は委員長に御當選に相なりました。どうぞ。(拍手起る)

(岡部得三君委員長席に着く)
○岡部委員長 委員長に推薦せられたした岡部であります。私ふつつかの者であります。どうも委員長というよりなことは今までやつたことはありませんが、いろいろ皆さんの御指示と御支援があつたならば必ずやれると思ひますから、どうぞひとつよろしくお願ひいたします。引續き理事の互選を行います。

○木村(公)委員 理事はその數を三名とし、委員長において適當に御指名あらんことを希望いたします。
○岡部委員長 木村君の意見に御異議

はありませんでしようか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○岡部委員長 御異議なきものと認めます。それでは
山村新治郎君 小野 忠兵衛君
松本 七郎君
を理事に指名いたします。
(拍手起る)

昭和二十二年三月二十二日(土曜日)午後一時四十六分開議
出席委員
委員長 岡部 得三君
理事 山村新治郎君 小野 忠兵衛君
加藤 一雄君 木村 公平君
内海 安吉君 藥師 岩太郎君
横田 清藏君 松本 早苗君
鈴木周次郎君 舟崎 由之君
稻村 順三君 金子益太郎君
松尾 トシ君 東 隆君
香川 兼吉君

出席政府大臣
商工大臣 石井光次郎君
物價廳次長 工藤昭四郎君
内閣事務官 小笠 公昭君
内閣事務官 窪谷 直光君
商工事務官 保利 茂君
商工事務官 吉田第二郎君
商工事務官 石田 磊君
商工事務官 岡田 太郎君
商工事務官 松村 武君
商工事務官 渡邊 誠君
商工事務官 高橋 哲君
貿易廳長官 永井幸太郎君

本日の會議に付した議案
石油配給公團法案(政府提出)
配炭公團法案(政府提出)
産業復興公團法案(政府提出)
貿易公團法案(政府提出)
價格調整公團法案(政府提出)
○岡部委員長 それでは引續き會議を續けたいします。本委員會に付託せられております各案につき、順次政府の説明を聴取いたします。石井商工大臣。
○石井國務大臣 たいま議題となりました石油配給公團以下四公團について提案理由の御説明をいたします。
まず石油配給公團について申し上げます。戦後のわが國の復興をはかるためには、基礎物資であります石油、石炭等の適正迅速な配給を行うことがその前提條件であります。殊に石油類は産業の復興及び國民生活の安定上、欠くべからざる物資でありまして、これらの配給の適、不適といふことは、直接わが國の復興に影響することに相なることは申すまでもないことであるが、今回石油配給公團を設立いたしますのは、主として次のような理由によるのであります。

第一に、石油類の需給が極度に逼迫している現状におきましては、特に配給の適正迅速化をはからなければならぬのであります。石油類は毎月消費量の五分の四以上を連合軍に仰いでいる状態でありまして、連合軍に對し輸入を懇請する前提條件としたし、まして、政府の責任において配給を實施する體制を整えねばならないのであります。

第二に、さきに成立を見ました臨時物資需給調整法に基きまして、重要な物資のすべては、政府が直接公文書で消費者に割當するといふ體制が樹立されたのであります。石油類につきましても、割り當てるということだけでは配給の的確を期しがたく、當の裏づけでありますところの現物の流通そのものも政府の責任において行わなければならないと存じます。

第三に、石油類の配給を割當公文書だけに放置せず、現物の流通も把握しなければならぬような場合、一手買取、一手賣渡機關として考えられますのは、私企業である石油配給株式會社によるか、私企業に一定の監督規定をおきましたところの統制會社によるか、國家が出資する公法人であるところの營團によるか、いずれかでありまが、私企業である石油配給株式會社が一手買取販賣を行うことは、別に本日本會議に提出せられるのであります。よつて、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律案の趣旨に反するのであります。また統制會社も營團も、いずれも政府の割當の實施機關をいたしましては十分とはいへないものであります。すなわち政府の外にある機關として存在しているために、石油類の配給について政府が直接の責任を負うというわけにはまいらないのであります。

第四番目に、それでは政府の專賣事業はいかゞかといふと、專賣事業





し上げるはずになつておりましたが、長官が病氣で御缺勤でありますので、私から御説明申し上げます。價格調整公團法案提案の理由は、本會議において申し述べた通りであります。現在の困難な經濟條件下において、合理的かつ均衡ある物價體系を確立維持いたしますためには、必要に応じて、價格調整を実施しなければならぬと存じます。これらの價格調整の業務は、従來配給統制會社等によつて実施せられて來たのでありますが、臨時物資需給調整法に基づく物資の配給方式の改變に基き、これら統制機關は一手買取、販賣、及び物資の割當業務等の統制機能を喪失し、解散が豫定せられるに至りましたので、従來これらの統制機關が実施してまいりました價格調整のうち、配給公團の設立せられます物資については、それらの公團において價格調整を実施せしめ、それ以外の物資についてはなお價格調整を繼續して實施する必要があるものにつきまして、價格調整公團を設立せんとするものであります。

價格調整公團は、經濟安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計畫に基いて、物價廳長官のなす指導監督に従い、價格調整のための資金の受入または交付、買取及び賣戻並びにこれらの附帯業務を行うものであります。従つてこの公團におきましては、他の配給公團と異り、配給業務は全く行わず、もつぱら價格調整の業務のみを行うのであります。價格調整公團において行います價格調整の一般方針としては、特別會計及び配給公團取扱物資以外の重要物資につきまして、次に申し述べますような事情がある場

合に、價格平準制、價格差補給制及び運賃プール制を実施しようとするものであります。すなわち第一に、自然的條件その他やむをえない生産諸條件の相違によつて生産費の差異が著しい場合、第二に、生産方法の相違によつて生産費の差異が著しい場合、第三に一般物價水準に比べて價格が著しく騰貴している國內品と同種の物品の輸入が相當程度に豫定されず場合、第四に、現在の操業度は異状に低位であるが、近い將來操業度が高度化することが豫想されます場合におきまして、生産者價格は現在の操業度において決定し、消費者價格を將來の想定操業度によつて決定するような場合、第五に、生産費がその物の効用度に適合してゐない場合、第六に、運賃が價格の主要部分を占めるような場合、ないし平均運賃込みの統制額を設定すれば配給が著しく不圓滑となるおそれのあるような場合、第七に、國民生活必需品であつて、消費者價格をなるべく低位に維持するに必要のある場合、以上のような場合に價格調整公團において價格調整を実施する豫定であります。その豫定品目はさしあたり金屬關係におきましては、銑鐵、普通鋼々材、硫化鐵、銅、鉛、亜鉛、硫酸鐵、アルミニウム、化學工業關係におきましては、セメント、ソーダ、硫酸、タール製品、石綿、加里鹽等であります。纖維關係におきましては、綿紡績質、綿糸、人造絹糸、スフその他は、砂利、砂、石材であります。

價格調整公團におきましては、たゞいま申し述べましたように、種々の物資につきまして價格調整をいたしますが、この際事業費關係は物資別、調整

方法別に勘定を獨立して處理することを原則といたしたいと考へております。價格調整公團の圓滑な業務運営を確保いたしますため、價格調整公團は、關係者から報告を受け、検査を行うことができずほか、物資の購入者がその賣主に支拂うべき代金を代理受領する業務も實施できる途を開いております。價格調整公團は、できる限り、速やかに成立せしめたい所存であります。これが成立いたしましたときには、この公團で價格調整を行う物資等の統制機關は速やかに解散し、昭和二十三年四月一日までに清算を結了することに相なるのであります。

なお、價格調整公團の役員が政府職員であることは、他の公團と同様であります。できる限り民間の優秀な經驗者を採用し、業務運営の圓滑適正を期したいと存じます。

以上をもちまして、價格調整公團法案の提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを切望いたします。

○岡部委員長 皆様にお語りいたしますが、本日はこの程度にいたしました。次回は明後二十四日午後十時より開會いたし、直ちに質疑に入りたいと存じます。本日はこれにて散會いたします。

午後二時二十六分散會